

「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かり モデル事業」業務実施に係る企画提案実施要領

1 趣旨

この要領は、保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託を行うにあたり、事業を効果的かつ適正な実施を行う観点から、業務委託事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、企画提案の実施に必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の名称

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務

3 業務の内容

別紙「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託仕様書」のとおり

4 実施場所

本市内に所在する、保育所、認定こども園、小規模保育事業施設、幼稚園、地域子育て支援拠点のいずれかの施設

5 募集事業者数

1 事業者（市内 1 施設）

6 委託期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日（準備期間を含む）

7 選定方法

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

8 公募方法

宇都宮市ホームページ(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)に実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。

9 スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和5年6月1日(木)
参加申請書の提出期限	令和5年6月21日(水)
質問書の提出期限	令和5年6月21日(水)
質問書に対する回答予定日	令和5年6月23日(金)
企画提案書と参考見積書の提出期限	令和5年6月30日(金)
提案に係るプレゼンテーション	令和5年7月4日(火)から7月6日(木)までの期間で指定する日時
審査結果の通知	令和5年7月28日(金)

10 企画提案上限額

2,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

※ 事業実施に掛かる経費から、受託事業者において徴収する利用者負担額を差し引いた額で積算すること。(利用者負担額については、仕様書に定める方法により設定し、延利用者数見込みを乗じるなどして積算すること。)

<利用料収入の積算例>

$$1,000 \text{ 円 (1日)} \times 9 \text{ 人} \times \text{週} 2 \text{ 日} \times 30 \text{ 週} = 540,000 \text{ 円}$$

11 参加資格

この提案に参加するための資格は次の各号条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇都宮市の令和3年度～令和6年度入札参加有資格者名簿(物品製造・販売・委託業務・その他)の「委託業務^{※1}」に登録されている者、または、令和5年8月1日までに登録が完了する見込みの者。
※1 委託業務のうち「その他の業務」に登録
- (3) 宇都宮市内において、保育所、認定こども園、小規模保育事業施設、幼稚園、地域子育て支援拠点のいずれかの施設を設置・運営している者。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

12 参加手続等

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書」(様式1)を提出しなければならない。「参加申請書」は宇都宮市ホームページに掲載。本要領8参照)

- ア 提出書類 参加申請書 (正本1部)
- イ 提出期限 令和5年6月21日(水)午後5時まで(締切厳守)
- ウ 提出場所 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市役所子ども部保育課企画グループ
- エ 提出方法 持参, 書留郵便(上記提出期限に必着)又はメールにて提出すること。

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」(様式2)を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り, 評価基準の配点等, 審査に支障をきたすものは受け付けない。なお, 質問に対する回答は, 本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

- ア 提出書類 質問書(様式2)
- イ 提出期限 令和5年6月21日(水)午後5時必着(締切厳守)
- ウ 提出場所 宇都宮市役所子ども部保育課企画グループ
- エ 提出方法 電子メールにより下記アドレスに送信することとし, 複数回にならないよう, まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

E-mail : u33001500@city. utsunomiya. tochigi. jp

- オ 回答方法 質問に対する回答は, 令和5年6月23日(金)までに, 全ての参加者(参加申請書に記載された連絡先)に, 電子メールにて回答する。

13 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託仕様書」に基づき, 提案者が自ら実現できる範囲内の内容で企画提案書を作成すること(様式3)。

I 実施方針

(1) 事業背景・課題の認識

事業実施の背景について, 国や市の動向を踏まえ, 本事業の利用者を取り巻く社会情勢の現状と利用者が抱える課題の認識について示すこと。

(2) 事業効果

(1)における課題に対して、本事業を実施することにより、どのような変化、効果が期待できるかを示すこと。

(3) 効果的・効率的な事業の実施

空き定員等を活用すると言う本事業の趣旨を踏まえ、既存の保育資源を最大限活用しながら効果的・効率的に事業を実施していく上で、工夫する点について示すこと。

II 実施計画

(1) 実施予定施設

(2) 実施概要

実施形態，開所日，利用定員等について示すこと。併せて，実施場所の平面図（保育室の有効面積が分かるもの）を添付すること。

(3) 人員体制

一般型一時預かりの場合の従事職員について記載すること。余裕活用型一時預かりの場合は空欄とし，様式6-1，6-2を添付すること。

(4) 保育方針

定期的な預かりを実施するにあたり，児童の健全育成を図る上での保育方針について，年齢(発達の段階)に応じ示すこと。

(5) 保護者支援方針

定期的な預かりを利用する保護者への支援方針について示すこと。

(6) 相談支援・交流促進計画

子育て相談を利用する保護者への支援計画や，子育て世帯の交流促進に係る計画について示すこと。

(7) 周知・利用促進策

利用者を確保していく上で必要となる，事業の周知や利用促進に係る手法について示すこと。

III 子育て支援事業の実績

自主事業を含め，地域子育て支援に係る事業の実績を示すこと。

イ 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し，請け負わせようとするときは，できる限り市内に本社を有する業者（以下，「市内業者」という。）から選定するよう努めること。

市内業者に発注するときは，業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を様式4に記入すること。

また，各業務において，市内居住者を雇用する場合，人数及び賃金額等を企画提案内容に記入すること。

ウ 価格提案書

業務履行に要する費用を見積り、積算内訳を明らかにした上で、価格提案書（様式5）に記載すること。なお、見積金額は、候補者選定のための見積金額であり、契約金額を決定するものではない。

エ 団体概要

団体や法人が参加する場合は、団体概要を記した資料を添付すること（パンフレット等も可）。

(2) 提出書類の規格

- ・ 各様式を使用して作成し、添付書類がある場合は、可能な限りA4判規格またはA3判折込みに揃えること。
- ・ 書面を1部と電子データをCD/DVD等で提出すること。
- ・ プレゼンテーションにおいてプロジェクターを使用する場合は、表示するデータをA4横向き4アップで印刷して合わせて提出すること。提出に使用するデータ形式はMicrosoft Word, Excel, Powerpoint, Adobe PDFのいずれかとする。

(3) 提案のための費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費など）は、全て提案者の負担とする。

(4) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(5) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより提案者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

- ・ 本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

エ 表現の方法

- ・ 提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

14 提案書の提出及びプレゼンテーションの実施

(1) 提出

- ア 提出期限 令和5年6月30日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）
- イ 提出場所 宇都宮市役所子ども部保育課企画グループ ※本要領 12(1)参照
- ウ 提出方法 持参による提出とし、それ以外の方法による提出は認めない。

(2) 提案のプレゼンテーション

- ア 日時及び場所 令和5年7月4日（火）～6日（木）の間で指定する日時
※ 日時及び場所は、別途指定し参加者に直接連絡する。
- イ 説明時間等 1者あたり持ち時間30分（説明20分程度、質疑応答10分程度）とする。
- ウ 説明資料等 提案書を使用する。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、本市で用意したものを使用する。（パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。プロジェクターとはHDMIで接続）
- エ その他 経営者（法人理事等）又は実施施設の施設長はプレゼンテーションに必ず同席することとし、最大3名程度とする。なお、外部のコンサルタント、設計事業者など、法人関係者以外の参加は認めない。

15 評価の観点

評価については、以下の観点により総合的に行う。

- (1) 企画提案書の内容
- (2) プレゼンテーション
- (3) 見積価格
- (4) 地域経済貢献度

16 審査方法等

- (1) 審査は、審査委員会にて、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査して評点付けを行う。

候補者の選定は、評点に基づいて提案者を順位付けし、次の選定基準を満たした者のうち、合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。

【契約候補者の選定基準】 ※いずれも満たしていること

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 総合評価点数（地域経済貢献度の評価を含む）が63点以上であること
（105点満点×60%=63点）(2) 個別の評価項目（地域経済貢献度の評価を除く）において、市の要求水準に対する評価点数「劣る＝1点」が1か所もないこと |
|---|

- (2) 審査結果は、令和5年7月28日(金)に提案者全員に書面で通知する(予定)。
- (3) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日(ただし、本市の閉庁日を含まない。)以内の、各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。
- (4) 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

17 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- (3) 提案プレゼンテーションに参加しない者
- (4) 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- (5) その他「実施要領」の諸条件に違反した者

18 契約方法(手続)等

- (1) 審査委員会で選ばれた業務受託候補者と随意契約により委託契約を行う予定である。
- (2) 委託契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 本市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。